

入札説明書

この入札説明書は、いわて県民情報交流センター（アイーナ）における証明写真機設置に係る県有財産の貸付けに関する条件付一般競争入札（以下「入札」という。）の公告の規定に基づき、入札に参加を希望する者（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を定めたものである。

1 入札に付する事項

(1) 件名

いわて県民情報交流センター（アイーナ）における証明写真機設置に係る県有財産の貸付け

(2) 貸付場所及び面積（設置台数）

別紙「貸付物件表」及び別添「仕様書」のとおり

(3) 貸付期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日とする。ただし、岩手県又は落札者が契約の解除を申し出ないときは自動的に1年間延長されるものとし、令和8年3月31日まで同様とする。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

入札公告に示すとおり

3 証明写真機の設置条件等

(1) 環境対策

証明写真機は、省エネ対応とし、消費電力量の低減に資する技術等を導入した機種とする。

(2) 安全対策及び防犯対策

ア 転倒防止

「自動販売機の据付基準」（JIS 規格）及び「自動販売機据付基準マニュアル」（日本自動販売機工業会作成）を遵守した措置を講じること。

イ 防犯対策

硬貨選別装置及び紙幣識別装置のプログラム改変により偽造通貨又は偽造紙幣が使用される犯罪の防止に万全を尽くすこと。

(3) 証明写真機の設置及び管理等

ア 設置事業者は、証明写真機を設置する権利を第三者に譲渡又は転貸してはならない。

イ 設置事業者は、撮影用ロール紙等の補充、売上金の回収及び釣り銭の補充並びに証明写真機内部・外部及び設置場所周辺の清掃などを適切に行うこと。

ウ 設置事業者は、専門技術サービス員による保守業務を随時行って維持に努めるほか、証明写真機には故障時等の連絡先を明記し、故障、問い合わせ及び苦情について即時対応すること。

エ 設置事業者は、撮影用ロール紙等の補充やメンテナンスに関する時間及び経路について、岩手県の指示に従うとともに、作業に従事する者に名札を着用させること。

オ 設置事業者は、証明写真機の設置及び管理運営に必要な業務の一部を第三者に委託する場合は、岩手県の承認を受けなければならない。

カ 撮影価格その他の条件については、別添仕様書のとおりとする。

(4) 売上手数料

売上手数料は徴収しない。

(5) 原状回復等

設置事業者は、貸付期間が満了し、又は契約が解除された場合には、速やかに原状回復すること。

なお、原状回復に要した費用、証明写真機の設置に伴い支出した費用、その他一切の費用は設置事業者の負担とする。

4 質問書

入札公告における質問書の様式は別紙1のとおりとする。

5 入札参加申込

入札者は、(1)に定める提出書類を、入札参加申込をしようとする物件ごとに令和5年2月14日午後4時30分までに6の(3)に定める場所に郵送又は持参により提出しなければならない。

なお、郵送による場合は、書留郵便とし、期日までに必着のこと。

また、必要に応じて入札参加資格の確認のための追加書類の提出又は説明等を求めることがある。

(1) 提出書類

ア 条件付一般競争入札参加申込書（別紙2）

イ 誓約書（別紙3）（代理人により入札する場合であっても本人（入札参加申込者）の誓約書）

ウ 証明書類（発行日から3か月以内のもの）

（ア）法人の場合 法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書）及び印鑑登録証明書

（イ）個人の場合 住民票及び印鑑登録証明書

エ 岩手県の各広域振興局の税務担当窓口（県税部・県税センター・県税室）が発行する納税証明書

（ア）証明を要する税目 「岩手県県税条例」（昭和29年岩手県条例第22号）第3条に掲げる税目

（イ）証明を要する期間 参加申込書を提出する日の属する年の直前1年間

（ウ）証明書の様式 「岩手県県税条例施行規則」（昭和41年岩手県規則第12号）第25条関係様式第111号イ

オ 確定申告書（写）（個人の場合）

カ 委任状（別紙4）（代理人により入札する場合）

キ 岩手県内における証明写真機の設置業務において、2年以上の実績を有していることが分かる資料（任意様式。カタログ等で実績が分かれば、それでも構わない。）

ク 設置予定機種の性能が分かるカタログ等

※ ウ及びエの証明書類は、原本を確認できれば、写しの提出でも構わない。

（2）入札日の前日までの間の間において、岩手県知事から提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

（3）提出された書類は、岩手県において審査するものとする。審査した結果、入札説明書に示す仕様を満たすと認められた者に限り入札に参加できるものとする。

（4）審査結果は、令和5年2月16日（木）までに電話等により通知する。

6 契約条項を示す場所等

（1）契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び期間

ア 場所（3）に示す場所に同じ。

イ 期間 令和5年1月31日（火）から令和5年2月8日（水）まで

(2) 入札及び開札の日時及び場所等

別紙「貸付物件表」のとおり

(3) 問い合わせ先（以下「担当課」という。）

交付場所	問い合わせ先
〒020-8570 岩手県盛岡市内丸10番1号 岩手県環境生活部 若者女性協働推進室 連携協働担当	電話：019-629-5199 FAX：019-629-5354 E-Mail：AC0006@pref.iwate.jp

7 入札の方法等

(1) 種別が建物である物件の落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を、入札書に記載するものとする。

(2) 入札書には入札者の住所・氏名を記入のうえ、押印すること。

(3) 入札書に記入する金額はアラビア数字（1, 2, 3, 0）の字体を使用すること。

(4) 入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分を線で抹消し、入札者の印で押印をしておかなければならない。

なお、金額は訂正することはできない。

また、一度提出した入札書は、書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(5) 入札申込者が代理人をもって入札しようとするときは、入札書提出の前に委任状（別紙4）を提出しなければならない。

(6) 入札書は、岩手県の担当者の指示に従って会場に設置された入札箱に入れること。

(7) 開札は、入札後直ちに入札者立会いのもとで行う。

(8) 開札場所には、入札者又はその代理人以外の者は入場できない。

(9) 開札開始時刻後においては、入札者又はその代理人は、開札場所に入場することができない。

(10) 入札参加申込書、入札書及び関係書類に押印する印鑑は、市町村（法人にあっては登記所（法務局））に登録されている印鑑（以下「印鑑登録印」という。）を使用すること。

8 入札保証金

(1) 入札者は、入札日（入札執行前）に各自が見積もる金額の100分の3以上の入札保証金を、原則として現金（現金に代えて有価証券で納付しようとする場合は、入札日前に事前に担当課まで連絡すること。）で納付しなければならない。納付先は、県庁舎1階出納局（出納担当）とする。

(2) 入札保証金は、その受入期間について利息を付さない。

(3) 入札保証金は、開札終了後、落札しなかった場合は、これを当該入札参加者又はその代理人に還付する。

なお、落札者については契約締結後において還付する。

また、還付の際、領収書に印鑑（印鑑登録印）が必要であることから、持参すること。

おって、入札保証金の還付に当たり、受取金額が5万円以上となる場合は、領収書に貼付する収入印紙（200円分）を準備すること（受取金額が5万円未満となる場合は非課税）。

(4) 落札者の入札保証金については、契約保証金の一部に充当することができる。この場合、契約保証金充当申出書（別紙6）を提出すること。

なお、落札者の入札保証金を契約保証金に充当しない場合は、契約保証金の納付後（契約保証金が免除となる場合にあっては契約締結後）において、入札保証金還付請求書（別紙7－1）を提出し、入札保証金の還付を請求するものとする。

(5) 入札保証金は、落札者が契約を締結しないときは、岩手県に帰属する。

9 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者がした入札
- (2) 委任状を提出しない代理人がした入札
- (3) 最低貸付価格に達しない金額での入札
- (4) 指定の日時までにしなかった入札
- (5) 入札保証金を納付しない者又は金額が不足した者がした入札
- (6) 入札者の記名押印のない入札
- (7) 入札金額を訂正した入札
- (8) 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上の入札をしたときは、その全部の入札
- (9) 入札者及びその代理人がそれぞれ入札したときは、その双方の入札
- (10) 他人の代理人を兼ね、又は2人以上の代理をした者が入札したときは、その全部の入札
- (11) 入札金額又は入札者の氏名その他主要部分が識別しにくい入札
- (12) 入札件名の表示に重大な誤りがある入札
- (13) 入札に関し、不正な行為を行った者がした入札
- (14) その他入札に関する条件に違反した入札

10 入札の取りやめ等

- (1) 入札者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、入札を公正に執行できないと認められるときは、入札執行担当職員は、当該入札参加者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは入札の執行を取りやめことがある。
- (2) 入札の執行に際して、天災地変その他やむを得ない事由が生じたときは、その執行を延期し、又は取りやめことがある。

11 落札者の決定方法

落札者の決定は、次の方法により行う。

- (1) 県があらかじめ公表した最低貸付価格以上の金額で入札した者のうち、最高の金額をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価格の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札にくじを引かせ、落札者を決定する。
- (3) (2)の同価格の入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、当該入札者に代わって入札執行事務に關係のない岩手県の職員がくじを引き、落札者を決定する。
- (4) 落札者が岩手県の指定する期日に契約を締結しないときは、落札を取り消すことがある。この場合、入札保証金は岩手県に帰属する。

12 落札者の公表

落札者を決定したときは、岩手県ホームページに落札者名及び落札価格を掲載する。

13 契約保証金

- (1) 落札者は、契約締結の際、契約保証金として契約金額の100分の5以上の額を現金に代

えて有価証券で納付しようとする場合は、事前に別紙仕様書に記載してある連絡先（以下「管理者」という。）まで連絡すること。）で納付しなければならない。ただし、次のいずれかに該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除する。

ア 落札者が保険会社との間に岩手県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該保険証券を提出したとき。

イ 契約金額が50万円以下であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。

(2) 契約保証金には利息を付さない。

(3) 契約保証金は、契約の相手方が契約を履行しないときは岩手県に帰属する。

14 契約書の作成等

(1) 契約の手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。

(2) 契約条項は別添契約書案のとおりとする。

(3) 落札者は、岩手県が指定した期日までに行政財産借受申請書（以下「申請書」という。）の提出及び契約書の取り交わしを行うこと。

なお、借受申請及び契約は、入札書に記載された名義で行うこと。

(4) 落札者が(3)に定める期間内に申請書及び契約書を提出しないときは、落札を取り消すことがある。

(5) 契約の締結及び履行に関する費用については、全て落札者の負担とする。

15 貸付料等

(1) 貸付料

貸付料は、基本貸付料と光熱水費等の諸経費相当額の合算額とする。

(2) 基本貸付料

落札価格をもって年額の基本貸付料とする。

(3) 基本貸付料の納付

基本貸付料は、各年度、岩手県が発行する納入通知票により、一括納付すること。

(4) 光熱水費及びその他必要経費

光熱水費、証明写真機の設置及び撤去に要する工事費、移転費等の一切の費用は、設置事業者の負担とする。

なお、設置事業者は、証明写真機の設置に当たって、電気料を算定するための子メーター（計量法（平成4年法律第51号）に基づく検査に合格したものに限る。）を設置事業者の負担で設置し、貸付料とは別に諸経費相当額として、電気使用量に応じ、岩手県が算定した電気料を岩手県が指定する期日までに納付すること。

16 その他

(1) この入札説明書に疑義がある場合、入札者は、その疑義について入札前に説明を求めることができる。

(2) 貸付場所については別添仕様書（設置位置図）のとおりであるが、入札者は、貸付場所を事前に確認すること。

なお、貸付場所の確認に際して、管理者に事前に連絡して訪問すること。

(3) 入札者が本件入札に要した費用については、全て入札者の負担とする。